

定価(消費税込)一箇年 一七、二八〇円(郵送料を含む。)

# 山梨県公報

号外第七十一号

平成二十七年  
十二月十日

木曜日

## 目次

### 規則

○山梨県名誉県民条例施行規則……………一

## 規則

### 山梨県規則第四十五号

山梨県名誉県民条例施行規則を次のように定める。

平成二十七年十二月十日

山梨県知事 後藤 斎

### 山梨県名誉県民条例施行規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、山梨県名誉県民条例(平成二十七年山梨県条例第四十五号。以下

「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(礼遇)

**第二条** 条例第四条の規定による礼遇は、次のとおりとする。

一 県が主催する主要な式典への招待

二 前号に掲げるもののほか、知事が適当と認める礼遇

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番